



2022年2月25日

各位

会社名 株式会社グローバルインフォメーション
代表者名 代表取締役社長 小野 悟
(コード番号:4171 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 CFO 杜山 悦郎
(TEL. 044-952-0102(代表))

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第27期定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行を決議するとともに、同定時株主総会において、定款一部変更を付議することいたしました。

あわせて監査等委員会設置会社への移行した後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

2022年3月29日開催予定の第27期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する条文の新設並びに監査役及び監査役会に関する条文の削除等の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入される予定であることに伴い、所要の変更を行うものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月29日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者

(2022年3月29日開催予定の第27期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
小野 悟	代表取締役社長	同左
樋口 莊祐	常務取締役 兼 マーケティング部長	取締役 兼 マーケティング部長
杜山 悦郎	取締役 CFO 兼 管理部長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2022年3月29日開催予定の第27期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
久富 有道	社外取締役 常勤監査等委員	社外常勤監査役
船山 雅史	社外取締役 監査等委員	社外取締役
岡田 尚人	社外取締役 監査等委員	社外取締役
元田 達弥	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定の取締役・監査役

(2022年3月29日開催予定の第27期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
栗崎 俊紀	執行役員 国内営業担当 兼 営業部長	取締役 営業部長
坂野 弘樹	退任	社外監査役

以上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行	変更案
<p>第16条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3.（条文省略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>5名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>（任 期）</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法329条3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度</u></p>

現行	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p><u>のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選任することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現行	変更案
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む)の責任を法令の範囲内において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(報酬等) <u>第39条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>

現行	変更案
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条 監査等委員会招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>

現行	変更案
<p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第27期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第27期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p> <p><u>（現行定款15条の削除及び変更案第15条の新設に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下、「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>